

**令和6年度年度防衛監察の結果について**

**令和8年2月6日  
防衛省防衛監察本部**

## 【目 次】

第 1	はじめに	1
第 2	法令遵守の意識・態勢	1
1	監察の概要	1
(1)	基本的考え方	1
(2)	受察機関	1
(3)	内容	1
2	監察の結果	2
(1)	情報公開	2
(2)	行政文書管理	2
(3)	秘密保全	5
(4)	情報保証	7
(5)	個人情報保護	9
(6)	武器・弾薬等の管理	10
(7)	各種ハラスメント	11
(8)	メンタルヘルス	12
(9)	公益通報者保護	13
(10)	ワークライフバランスの推進	13

(1) その他	14
第3 入札談合防止	14
1 監察の概要	14
(1) 基本的考え方	14
(2) 受察機関	15
(3) 内容	15
2 監察の結果	15
(1) 入札談合防止に向けた施策の実施状況等	16
(2) 教育の実施状況、法令等の理解度等	25
(3) 年度末の予算執行	26
(4) 情報システムの適切な価格水準での調達	26

## 第1 はじめに

本紙は、令和6年度に実施した年度防衛監察の結果を取りまとめたものである。

なお、このほか、「潜水艦修理契約における国民の信頼の確保に関する防衛大臣指示（防衛大臣指示第4号。令和6年7月5日）」に基づき特別防衛監察を実施した。

## 第2 法令遵守の意識・態勢

### 1 監察の概要

#### (1) 基本的考え方

令和6年度は、これまでの年度防衛監察結果等を踏まえつつ、特に、令和4年9月から行った特別防衛監察における各種ハラスメント防止状況に着目した調査及び検査を重点的に実施するとともに、情報公開業務、行政文書管理、情報漏えいの防止（秘密保全及び情報保証）及び働き方改革の前提となる健全な職場環境の確保（超過勤務の縮減及び自殺事故の防止）に係る各種施策の実施状況について、不祥事や事故の要因となり得る組織管理上の問題点の解明及びコンプライアンスに関する意識の徹底等に係る措置の実施状況の確認に資する観点から、機関等に対し調査及び検査を行った。

#### (2) 受察機関

周期的な監察を基本としつつ選定した、以下の12機関等

陸上自衛隊	陸上幕僚監部
	施設学校
	自衛隊山口地方協力本部
海上自衛隊	自衛隊横須賀病院
	システム通信隊群司令部、中央システム通信隊、保全監査隊
航空自衛隊	航空総隊司令部、作戦情報隊
地方防衛局	北海道防衛局
	東北防衛局
	南関東防衛局

#### (3) 内容

アンケート調査、現場の確認、関係書類の検査、関係職員との面談等を行った。

## 2 監察の結果

監察の結果、法令遵守に関する各種施策については、一部において改善すべき状況が見られたが、監察における指摘事項については、受察機関が真摯に受け止め、監察終了時まで改善され、又は改善に努めていることを確認した。

機関等においては、後述する各種の推奨される取組を取り入れるなどにより、法令遵守に関する施策をより一層活性化させるとともに、引き続き防衛省・自衛隊における法令遵守の重要性について、周知に努める必要がある。

以下、監察結果の細部を述べる。

### (1) 情報公開

監察では「南スーダン派遣施設隊「日々報告」の管理状況に関する特別防衛監察の結果を踏まえた情報公開及び行政文書管理における再発防止のための措置について（通達）」（防官文第11481号。29.7.28）を踏まえ、特に開示請求に対し、該当文書が不存在であるとして不開示決定がなされた案件における手続の適正性を中心に、過去の情報公開業務全般の処理状況について調査を行った。その他、情報公開業務に係る教育の実施状況、事務手続等について確認を実施した。

監察の結果、情報公開業務の処理状況等に関し、次のような改善すべき事例が見られた。

- 情報公開実施担当者の名簿を規則に基づいた形式で作成していなかった（1機関等）。

機関等においては、情報公開業務の重要性を認識し、関係規則に定められた手順に従い、適正に事務を遂行することが必要である。

### (2) 行政文書管理

#### ア 全般

監察の結果、次のような推奨される取組が見られた。

- 関係者に対する定期的な集合教育及びメール配信により、必要な知識の付与や意識付けに努めていた。
- 行政文書ファイルの背表紙を色分けし、担当者を明確化していた。
- 処理中の書類を書棚に集中保管できるよう、専用のファイルボックスを作成し、文書を適正に管理していた。
- 過去の行政文書を、順次電子媒体化し、電子的管理を推進していた。

一方、行政文書ファイルの整備状況等に関し、以下のような改善すべき事例が認められた。機関等においては、行政文書ファイル及び行政文

書ファイル管理簿の確実な整備、行政文書ファイルの適切な保管等が行われるよう、文書管理者や文書管理担当者等を適切に指導するとともに、行政文書管理の重要性について周知徹底を図っていく必要がある。

#### イ 行政文書ファイルの整備

防衛省・自衛隊における能率的な事務又は事業の処理及び行政文書の適切な保存に資するよう、行政文書ファイルは、相互に密接な関連を有する行政文書を一つの集合物にまとめるなどして整備し、管理しなければならない。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- 行政文書として管理すべき文書が、行政文書として管理されていなかった（10機関等）。
- 同一の行政文書ファイル内に、保存期間又は作成・取得年度が異なる行政文書を混在させているものがあつた（3機関等）。
- 行政文書ファイルの名称と関連性がない行政文書がまとめられていた（4機関等）。
- 複数の行政文書ファイルの一つのファイリング用具にまとめているものの中に、行政文書ファイルごとに仕切り紙を入れるなど区分けして明確に識別できるようにしていないものがあつた（5機関等）。
- 行政文書ファイルに、分かりにくい名称を付しているものがあつた（1機関等）。
- 紙媒体の行政文書ファイルの背表紙の未整備又は整備しているが誤記若しくは記載漏れがあつた（10機関等）。
- 標準文書保存期間基準と異なる設定をした行政文書ファイルが存在していた、若しくは標準文書保存期間基準に定められていない行政文書ファイルが登録されていた（8機関等）。
- 行政文書として保存すべき電子文書が保存されていなかった、又は適切に保存されていなかった（4機関等）。

行政文書ファイルの整備は、業務の基礎となるものであり、職員一人一人に着実な実施を徹底し、組織として文書管理に取り組む必要がある。

#### ウ 行政文書ファイル管理簿への記載

行政文書ファイル及び単独で管理している行政文書（以下「行政文書ファイル等」という。）の管理を適切に行うため、保存期間が1年以上の行政文書ファイル等については、行政文書ファイル管理簿に、分類、名称、保存期間等の必要事項を漏れなく記載する必要がある。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- 行政文書ファイル管理簿に誤記、記載漏れ等があつた（4機関等）。

○ 行政文書ファイル管理簿に記載のある行政文書ファイルに、行政文書が一つもまとめられていないものがあつた（4機関等）。

○ 保存期間に係る特定日が確定した行政文書ファイルでありながら、行政文書ファイル管理簿に保存期間満了日等が改めて登録されていないものがあつた（4機関等）。

インターネット等で公表される行政文書ファイル管理簿は、国民と行政機関との情報共有ツールであることから、国民の知る権利を確保するという観点からも適切に整備しなければならない。

#### エ 行政文書ファイル等の保管

行政文書を適切に管理するため、行政文書ファイル等と個人的な執務の参考資料は、混在させず明確に区分して保管する必要がある。また、個人的な執務の参考資料は、必要最小限のものとするべきであり、その保存場所は、原則として職員各自の机及びその周辺である。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

○ 個人的な執務の参考資料を、職員各自の机又はその周辺以外の場所に保管していた（7機関等）。

○ 行政文書ファイル等を整理していない、又は共用の保存場所で保存しないといった不適切な保管を行っていた（3機関等）。

行政文書として管理すべきものの区別、処置及び個人的な執務の参考資料を保管する場合の要領について徹底する必要がある。

#### オ 標準文書保存期間基準の設定等

文書管理者は、標準文書保存期間基準を定め、それに基づいて行政文書ファイル等を管理する必要がある。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

○ 上位規則と異なる保存期間を、規則に定めていた（1機関等）。

○ 標準文書保存期間基準について、具体的な業務及び文書に即して内容が定められていなかった（1機関等）。

行政文書の保存期間は、文書管理業務を整齊と実施するため重要なものである。機関等においては、適切に標準文書保存期間基準を整備しなければならない。

#### カ 保存期間満了時の措置

保存期間が満了した行政文書ファイル等については、国立公文書館に移管し、又は廃棄し、若しくは保存期間を延長する必要がある。また、保存期間が1年以上の行政文書ファイル等については、廃棄に関して内閣府と協議し、その同意を得る必要がある。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

○ 保存期間が満了し、内閣府の廃棄同意を得た行政文書ファイルを廃棄せず、保管していた（6機関等）。

- 保存期間が満了した保存期間が1年未満の行政文書ファイル等を、廃棄又は保存期間を延長しないまま保管していた（1機関等）。
- 保存期間が満了した行政文書ファイルについて、廃棄同意に係る協議等を実施しないまま保存していた（2機関等）。

保存期間が満了し、内閣府の廃棄同意を得た行政文書や、保存期間が1年未満の行政文書が保存され続けることがないようにするとともに、職務の遂行上引き続き保存する必要がある場合には、保存期間の延長を実施し適切に管理する必要がある。

### (3) 秘密保全

#### ア 全般

防衛省・自衛隊における秘密保全は、国の安全確保、他国との情報共有、信頼関係の維持のために必要不可欠なものである。

監察の結果、次のような推奨される取組が見られた。

- 秘密等漏えい防止策として、適格性及び適性評価が確認されていない所属隊員は肩に赤いリボンを着用することにより、容易に判別できるよう工夫していた。

一方、秘に指定された、又は秘に該当する可能性のある文書、図画又は物件（以下「秘文書等」という。）の管理等に関し、改善すべき事例が認められた。機関等においては、制度の適切な運用、点検や検査の形骸化の防止等を指導・教育し、秘密保全の重要性について、引き続き職員一人一人に周知徹底を図っていく必要がある。

#### イ 管理体制

秘密の管理のため、規則に従った事務を行い、関係職員等を適切に指定する必要がある。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- 関係職員が適切に指定（解除）されていない、又は取扱者の指定に不備があった（3機関等）。
- 新着任者又は関係職員に指定された者への保全教育を実施していなかった（1機関等）。
- 特定秘密等漏えい事案根絶に向けた諸対策の徹底に基づく再発防止措置で規定された、情報部署の職員が元防衛省職員と面会した場合に報告する「申請書兼報告書」に不備があった（1機関等）。

秘密に関する事務を行う取扱者の指定に当たっては、業務に支障をきたさないよう、規則に基づき手続きを行うとともに、計画的な保全教育により、保全意識の高揚及び遵守事項の徹底を図る必要がある。

#### ウ 秘の指定等

秘の指定は、当該秘文書等が漏えいした場合の影響を年に一度検証す

るなど、適切に管理する必要がある。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- 秘の指定条件の変更（保存期間の延長）手続後の管理に不備があった（1機関等）。

秘文書等の指定条件の変更後の管理は、秘密保全に関する事故を生起させないためにも、規則に基づき、必要に応じて措置を講じなければならない。

#### エ 秘文書等の保管

秘文書等は、関係規則に定められた基準に合致した保管容器等に格納し厳重に管理する必要がある。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- 保管容器について、文字盤かぎの組合せ番号を毎年変更しないなど、適切な管理を行っていなかった（1機関等）。

物理的な管理体制について、秘密の保護をおろそかにすることがないよう、保管要領は厳格に守らなければならない。

#### オ 立入り等の制限及び閲覧

漏えいを防止するため、秘密へのアクセスは厳重に管理しなければならない。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- 秘文書等の閲覧記録が、適切に整備されていなかった（1機関等）。

秘に指定された文書等の閲覧記録は、その取扱いの経過を明確にするため定められており、保全に留意し行わなければならない。

#### カ 秘文書等の複製及び廃棄

秘文書等の複製及び廃棄を適切に行わなければ、秘密の漏えいにつながるおそれがある。

監察の結果、秘文書等の複製及び廃棄に関し、不適切な事例は確認されなかったが、引き続き、不正な複製又は不完全な廃棄を防ぐため、複製及び廃棄の管理要領を確実に実施する必要がある。

#### キ 点検及び検査

秘密の保全を確実にし、情報流出防止対策の徹底を図るため、各種の点検及び検査は確実に実施されなければならない。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- 秘文書等の保管容器の点検について、保全責任者又はその職務上の上級者が行っていない等の不備があった（7機関等）。

規則に従った点検及び検査により、隙のない秘密保全を確保する必要がある。

#### ク 取扱上の注意を要する文書等の管理

取扱上の注意を要する文書等については、防衛省の職員以外の者又は当該事務に関与しない職員にみだりに知られることなどがないよう、適切に管理する必要がある。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- 「注意」又は「部内限り」の文書を、鍵のかかる書庫等、適切な保管容器を用いて管理していなかった（８機関等）。

機関等においては、規則を遵守し、日頃から適切な取扱いを徹底しなければならない。

#### (4) 情報保証

##### ア 全般

防衛省・自衛隊に課せられた任務を達成するためには、情報システム及び情報システムにおいて取り扱われるデータを、事故や意図的な破壊、改ざん、妨害等から保護し、機関等における正規の利用者が安全・確実かつ安定して使用できる状態を維持しなければならない。

監察の結果、情報システム及び可搬記憶媒体の管理等に関し、改善すべき事例が認められた。機関等においては、情報システム及び可搬記憶媒体の適切な管理及び運用等を徹底し、情報保証の重要性について、職員一人一人に周知を図っていく必要がある。

##### イ 管理体制等

情報システムの適切な運用のため、規則に従った事務を行い、業務を担当する者を適切に指定する必要がある。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- 部隊等情報保証責任者補助者、情報システムの利用者等の指定が、適切に行われていなかった（２機関等）。
- 情報保証に係る誓約書又はその提出について不備があった（２機関等）。
- 規則の改正漏れにより、上位規則との不整合があった（１機関等）。

機密性を保持する上で、利用者及び責任者の明確化は重要である。また、上位規則との不整合により、情報システムに係る運用に支障をきたすことがないように、下位規則を整備する必要がある。

##### ウ 可搬記憶媒体の管理

小型で持ち運びが容易な可搬記憶媒体の紛失等を原因とする情報の流出を防止するため、部隊等情報保証責任者等は、集中保管、管理簿の整備等により、可搬記憶媒体を適切に管理する必要がある。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- 可搬記憶媒体管理簿が作成されていなかった（１機関等）。

- 可搬記憶媒体管理簿への登録に不備があった（４機関等）。
- 可搬記憶媒体に登録番号等が適切に表示されていなかった（６機関等）。
- 可搬記憶媒体を集中保管していないなど、保管要領が不適切であった（２機関等）。
- 可搬記憶媒体の持ち出し記録等に不備があった（２機関等）。
- データの移動のために用いる可搬記憶媒体に、使用後のデータが保存されていた（３機関等）。

可搬記憶媒体の持ち出しにより、過去に重大な保全事故が発生しており、その紛失も大きな影響を及ぼすものである。可搬記憶媒体の管理は、おろそかにすることなく確実に実施されなければならない。

#### エ 電子計算機の管理

電子計算機の紛失や情報の流出を防止するため、情報システム情報保証責任者等は、盗難防止のための措置、持ち出しの記録等により電子計算機を適切に管理する必要がある。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- 可搬型の電子計算機の盗難防止措置として、ワイヤーによる机等への固定が適切に行われていなかった（８機関等）。

電子計算機の紛失又は盗難は情報流出事案につながりかねないものである。盗難防止措置の確実な実施について、厳格に管理する必要がある。

#### オ 認証機能の設定等

情報システム情報保証責任者は、情報システムの利用者を制限する必要がある場合、情報システムに認証機能を設けなければならない。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- 情報システムの認証機能の設定に不備があった（２機関等）。
- 情報システムのログインパスワードが複数の利用者で共有できる状態にあり、認証情報等の管理が不適切であった（５機関等）。

情報システムの利用者は、認証機能の設定及びその情報の取扱いにおいて、他人に不正に使用されないよう措置を講ずるとともに、その他、情報システム情報保証責任者が定める事項を遵守し、適切に管理する必要がある。

#### カ 情報システムの脆弱性への対応

情報システムの脆弱性に対応するため、情報システム情報保証責任者等は、必要な機能等を情報システムに設定する必要がある。

監察の結果、不適切な事例は確認されなかったが、情報システムへの攻撃は日々多様化しているものであり、情報システム情報保証責任者及びシステム利用者は、対応に万全を期す必要がある。

## (5) 個人情報保護

### ア 全般

個人の権利利益を保護するため、規則に定められた措置を確実に実施し、適正な個人情報の取扱いを確保する必要がある。

監察の結果、次のような推奨される取組が見られた。

- 書棚に保管している行政文書ファイルのうち、非常時に持ち出すものに「非常用持出」のシールを表示することにより、的確に対応するための工夫を行っていた。

一方、保有個人情報等の安全管理等に関し、改善すべき事例が認められた。

機関等においては、保有個人情報等の安全管理等の体制の維持、保有個人情報の確実な識別、個人情報ファイルの整備及び適切な保管等を機関等に徹底し、個人情報保護の重要性について周知を図っていく必要がある。

### イ 安全管理等の体制

保有個人情報等の安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずるため、保護責任者の指定、監査及び研修を規則に従って実施する必要がある。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- 書庫に保管している保有個人情報等について、非常時における対応措置が定められていなかった（3機関等）。
- 保護責任者補助者の指定に当たり、指定書を交付していなかった（3機関等）。

非常時における対応措置、安全管理等の体制及び規則の整備等は、個人情報に関する業務を実施する上で基盤となるものである。機関等においては、規則に従って遺漏なく措置しなければならない。

### ウ 保有個人情報等の管理

保護管理者は、保有個人情報等を適正に管理するとともに、保有個人情報の漏えい等を防止するための措置を講じなければならない。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- 保有個人情報が記録されていない媒体に「個人情報」の標記を表示していた（1機関等）。
- 行政文書に記録されている個人情報を、保有個人情報として管理していなかった（2機関等）。
- 保有個人情報が記録された媒体に、「個人情報」の標記が適切に表示されていなかった（11機関等）。

日頃から個人情報保護を意識して業務に取り組むことを職員に周知し、管理を徹底する必要がある。

### エ 保有個人情報等の保管及び送信

保有個人情報等の漏えい等のリスクを回避するためには、保有個人情報等を閲覧し得る者を限定するための保管及びアクセス制限等の措置を講じなければならない。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- 保有個人情報が記録された媒体を、鍵をかけることができる容器、外部から視認することができない容器等で適切に保管していなかった（2機関等）。
- 情報システム内に保存されている保有個人情報等に、関係職員以外の者のアクセスを制限するために必要な措置を講じていなかった（5機関等）。
- 保有個人情報等を、関係職員以外の者が閲覧できる状態のまま放置していた（3機関等）。
- 個人情報電磁的記録を送信する際に、秘匿化の措置を講じていなかった（2機関等）。

保有個人情報等の漏えい等が個人の権利利益を害することを認識させ、保有個人情報等の安全管理等に必要かつ適切な措置を徹底する必要がある。

## (6) 武器・弾薬等の管理

### ア 武器・弾薬の管理

武器・弾薬の紛失・盗難等事案の発生を防止するためには、武器・弾薬の管理者等をはじめとする職員が過去の事案に学び、武器・弾薬の管理に対する意識を常に高めなければならない。

監察の結果、不適切な事例は確認されなかったが、防衛省・自衛隊が国民の信頼の下に任務を遂行する上で、武器・弾薬の適正な管理は、極めて重要であり、万全を期すべきものである。引き続き、管理要領を徹底しなければならない。

### イ 毒劇物等の管理

毒劇物及び有機溶剤の適正な管理は、保健衛生上の危害の防止、周辺環境の保護、盗難又は紛失防止等の観点から確実に実施しなければならない。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- 劇物とその他の物を区分して管理していなかった（1機関等）。
- 危険物を不適切な容器又は保管場所で保管していた（1機関等）。
- 毒劇物の保管庫の鍵の管理が不適切であった（1機関等）。

毒劇物及び有機溶剤について、身近にありながら、その管理要領の理解が不十分である事例が見受けられた。適正な管理の重要性について周知徹底を図る必要がある。

**(7) 各種ハラスメント（セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント及び妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント）**

ア セクシュアル・ハラスメント（以下「セクハラ」という。）

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- セクハラと受け取られてもやむを得ない発言や、セクハラを受けたあるいは見聞きしたことがあるとの回答を複数確認した（5機関等）。

イ パワー・ハラスメント

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- 上級者等による大声や暴言を伴う威圧的な言動、課業時間外又は上司が方針を示さない長時間の指導など不適切な指導等があり、職場環境が悪化した状況を確認した（6機関等）。

ウ 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- 妊娠した女性隊員に対する上司等からの不適切な発言や、育児中の男性隊員に対する同僚等からの不快な発言があったことを確認した（2機関等）。

エ 各種ハラスメントを防止するための施策

各種ハラスメントの未然防止及びハラスメントが生じた場合の適切な対応のため、相談体制の整備、教育等の施策を推進することが重要である。

監察の結果、次のような推奨される取組が見られた。

- 独自にポスター作成や1佐以上の幹部自衛官に対する計画的な教育を実施し意識向上を図り、特に、相談を受けた際の対応について知識を修得させていた。

- 独自にハラスメント防止等に関する検討委員会の設置や、ホットライン窓口を開設する等、積極的な組織的対応に努めていた。

一方、次のような改善すべき事例が見られた。

- ハラスメント相談員に対する教育が実施されておらず、相談を受けた際の対応要領について十分に理解していない相談員がいることを確認した（2機関等）。

- ハラスメント相談後や懲戒処分後において、2次被害や再度の被害を確認した（2機関等）。

- 各種ハラスメントの通報・相談窓口について、連絡先が記載された携行カードが配布されていなかったほか、掲示物に過去の相談員が記載されており、適切に周知されていなかった（7機関等）。

- 人事異動により配置された後任者を機械的に相談員に指定してお

り、人柄等を重視した適切な指定がされていなかった（２機関等）。

- ハラスメント相談員に相談しづらい、相談しても秘密が守られないと思うと感じている職員の存在が確認された（２機関等）。

各種ハラスメントは、それを受けた者はもちろんのこと、組織にとっても職務遂行上の阻害要因になるなど大きなダメージを与えうるものである。

監督者（職員を監督する地位にある者）は、職員がその能率を十分発揮できるような健全な職場環境の確保並びに職員の人格及び尊厳の保護を図るため、ハラスメントの発生リスクは常に存在することを十分認識し、防止に向けた指導・教育を継続的に実施するとともに、兆候の早期発見・未然防止に努める必要がある。

相談員・監督者等は、これまでのハラスメント事案への対応に係る教訓等も踏まえ、ハラスメントに起因する問題が生じた場合には、放置することなく、必要に応じて他の相談員や人事担当部署等と情報共有を行うとともに、迅速かつ適正な事実確認を行い適切に対処する必要がある。

また、相談・通報内容がハラスメントに直接該当しない場合でも、職場環境を悪化させる可能性のある要因と捉えて状況の改善を図る必要がある。併せて、申出者や被害者とされる者に対する適切かつ丁寧な対応についても留意しなければならない。

## (8) メンタルヘルス

防衛省・自衛隊において、メンタルヘルスの充実は、職員の「規律・団結・士気」を高め、精神的精強性を保持するとともに、災害派遣等における職員のストレスを軽減するためにも極めて重要である。

監察の結果、次のような推奨される取組が見られた。

- 年１回の省メンタルヘルスチェックのほか、独自に定めた「メンタルヘルスチェック」を活用して月に１回程度実施しており、隊員の心の健康状態の把握に努めていた。
- メンタルヘルスチェックの結果と超過勤務時間等の数値をまとめ、推移を分析してある一定の状況を超えた隊員について心情等を把握及び業務状況を確認、対応を含めて定期的に管理者に報告し、その改善状況に関しても確認を行い、隊員の心の健康状態の把握に努めていた。
- 体験カウンセリングを少なくとも数年にわたり継続して実施しており、一定の効果が得られていることを確認、心の問題に起因する事故の発生予防を図っていた。

機関等の長においては、メンタルヘルス施策を着実に実施し、職場環境に応じた取組を積極的・継続的に行うとともに、管理者等は部下の身上（心情）の変化等を把握し、悩みを抱えていると認められる場合には、十

分に話を聴いた上で適切に対応する等、自らの目や耳で正確な実態把握に努め良好な勤務環境の整備を継続する等により、職員のメンタルヘルスを良好な状態で保持する必要がある。

#### (9) 公益通報者保護

公益通報制度を適切に運用することは、内部監査機能の強化及び組織の自浄作用の向上に寄与するなど、法令遵守の確保につながるものである。職員等からの法令違反等に関する通報を適切に取り扱い、通報者の保護を図らなければならない。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- 公益通報に係る標準文書保存期間基準又は行政文書ファイルについて、保存期間に誤りがあった（2機関等）。
- 制度の概要又は通報窓口について十分理解していない職員が一部に認められるなど、周知が不十分であった（2機関等）。

機関等公益通報責任者は、公益通報に関連する文書の適切な管理を改めて徹底するとともに、全職員が公益通報者保護制度の趣旨等を正しく理解するよう、同制度の周知徹底を図る必要がある。

#### (10) ワークライフバランスの推進

職員が心身ともに健全な状態で高い士気を保ちつつ、その能力を十分に発揮できるような環境を整えるためには、働き方改革等によりワークライフバランスを推進することが極めて重要である。

監察の結果、次のような推奨される取組が見られた。

- ICT（※）を活用し、リモートで会議や臨場検査に参加する等、業務の見直し・効率化に向けた職場環境の整備に取り組んでいた。

（※）ICTとは、Information and Communication Technologyの略で、情報通信技術のこと  
このほかにも、フレックスタイム制の活用、Child Care 7（※）の取得の推進といった組織的な取組が確認された。

（※）Child Care 7とは、男性職員の配偶者出産特別休暇（2日）及び育児参加のための特別休暇（5日）のこと

一方、次のような改善すべき事例が見られた。

- 特定の部署又は職員に業務が集中するなどして、課業時間外の勤務又は超過勤務が常態化していた（7機関等）。
- 超過勤務開始時間を一律にして、実態より少ない時間管理としていた（1機関等）。

課業時間外の勤務又は超過勤務の常態化に起因する職員の多忙感・疲労感が、様々なストレスと結びつき、自殺やパワー・ハラスメント等に発展するリスクとなることを認識し、働き方改革を通じて職員のワークライフ

バランスを組織的に推進することが重要である。課業時間外の勤務又は超過勤務の解消を職員個人の努力だけに頼ることなく、組織として要因分析を行い、業務の効率化や人員配置の見直し等に積極的に取り組む必要がある。

また、仕事と家庭の両立支援に関する各種制度の利用促進についても、職員一人一人の理解と協力が不可欠であり、引き続き職場全体に理解を浸透させる取組を行う必要がある。

## (1) その他

### ア 再就職等規制

「自衛隊法」（昭和29年法律第165号）に定められた再就職等規制は、公務の公正性に対する国民からの信頼を確保するために設けられた制度である。あつせん規制、求職活動規制及び働きかけ規制に違反する行為は、国民の防衛省・自衛隊に対する信頼を大きく損ねることになりかねない。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- 再就職等規制違反行為の再発防止に関する教育が実施されておらず、これが起因し、規制の概要について理解していない職員が多く存在した（1機関等）。

機関等においては、あらゆる機会を捉え教育を実施することで再就職等規制遵守の更なる徹底を図っていく必要がある。

### イ 自衛隊員倫理

「自衛隊員倫理規程」（平成12年政令第173号）の遵守は、自衛隊員による職務の執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する国民の信頼を確保するために制定されたものであり、遵守することが必要不可欠である。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- 倫理カードを携帯していない、又は改正以前の倫理カードを携帯している職員がいることを確認した（2機関等）。
- 職務に係る倫理の保持について、職員への周知が不十分であった（1機関等）。

機関等においては、倫理カードを常時携行し、自衛隊員等の職務に係る倫理の保持に努めるとともに、指導者は、服務規律を厳正に保持させ、不祥事の未然防止のために服務指導の充実・強化に努める必要がある。

## 第3 入札談合防止

### 1 監察の概要

#### (1) 基本的考え方

令和6年度は、これまでの年度防衛監察結果等を踏まえつつ、装備品の調達、建設工事等における入札談合防止に係る各種施策の実施状況等について、刑法や、「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」（平成14年法律第101号）、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）等の趣旨に照らして業務が適切に実施されているかという観点から、機関等に対し調査及び検査を行った。

## (2) 受察機関

周期的な監察を基本としつつ選定した、以下の7機関等（注）

内部部局	
統合幕僚監部	
海上自衛隊	呉地方隊
	航空補給処
航空自衛隊	第3補給処
	入間基地
地方防衛局	北関東防衛局

（注）同一駐屯地・基地等に所在する部隊及び機関を一括して監察の対象とした場合は、便宜上、当該対象を1機関等と数える。

## (3) 内容

アンケート調査、現場等の確認、関係書類の調査、関係職員との面談を行った。一部の受察機関等に関しては、「潜水艦修理契約における国民の信頼の確保に関する防衛大臣指示（防衛大臣指示第4号。令和6年7月5日）」に基づき潜水艦修理について特別防衛監察を実施することとなったため、実地監察に代えて書面等による監察を実施した。

## 2 監察の結果

監察の結果、入札談合防止に向けた各種施策については、一部において改善すべき状況が見られたが、監察における個別の指摘事項については、受察機関等が真摯に受け止め、監察終了時までには改善され、又は改善に努めていることを確認した。

機関等においては、入札談合防止に係る関係法令等の趣旨を理解した上で調達業務に取り組む必要がある。

以下、監察結果の細部を述べる。

## (1) 入札談合防止に向けた施策の実施状況等

### ア 競争性の拡大

入札等に係る競争性の拡大は、入札談合防止の観点から有効な施策の一つとして認知されているところである。防衛省においては、「平成20年度定期防衛監察の結果に基づく改善措置等に関する防衛大臣指示」（防衛大臣指示第6号。21.12.21。以下「平成21年度大臣指示」という。）を発出して、一般競争入札の拡大、仕様書及び入札の公告期間等の見直し、入札情報の充実等により、新規参入者を拡充し、競争性の更なる確保を図るよう指示している。

#### (ア) 競争性のある契約方式の採用状況及び拡大への取組

##### a 競争性のある契約方式の採用状況

競争性のある契約方式（一般競争入札並びに公募又は企画競争を行った上での指名競争入札及び随意契約）の採用状況として、受察機関等における過去3か年分の契約実績について調査を実施した。

監察の結果、競争性のある契約方式を採用した割合は、機関等の特性に応じておおむね93パーセントから2パーセントまでの差があったものの、「公共調達適正化について（通知）」（経装第8668号。18.9.8）に基づき、随意契約によらざるを得ない場合を除いて、原則として一般競争入札（総合評価方式を含む。）による調達を行っていることを確認した。

機関等においては関係規則を十分確認のうえ、一層の競争性拡大に努める必要がある。

##### b 少額随意契約の更なる改善

###### (a) 標準的な取組

競争性のある契約方式の拡大については、「調達改善の取組の強化について（調達改善の取組指針の策定）」（平成27年1月26日・行政改革推進会議。以下「調達改善の取組指針」という。）では、「予算決算及び会計令」（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）に規定する少額を理由とする随意契約（以下「少額随意契約」という。）の改善に向けた標準的な取組として、調達の一括化が例示されている。

監察の結果、少額の調達要求を取りまとめて一般競争入札に付すとともに、他機関等と一括調達するなどの取組が見られた。

###### (b) 発展的な取組

調達改善の取組指針では、発展的な取組として、オープンカウンター方式（※）の採用及び少額随意契約が可能な金額以下での一般競争入札の実施が例示されている。

監察の結果、次のような推奨される取組が見られた。

(※)発注者が見積りの相手方を特定しないで、調達内容・数量等を公示し、参加を希望する者から広く見積書の提出を募る方式のこと

- オープンカウンター方式を導入していることを確認した。
- 少額随意契約の上限額を独自に引き下げることにより、一般競争入札の拡大を図っていた。

(イ) 一者応札等 (※) の解消へ向けた取組

一者応札等については、その原因を分析し、以後の案件においては競争原理が働くように改善する必要がある。

調達改善の取組指針では、一者応札等となった要因や財・サービスの供給者の状況調査等を踏まえ、競争参加資格や仕様等の見直しに取り組むことが必要とされている。また、新規参入者にも配慮した情報提供も重要である。

監察の結果、入札参加意思を示したにもかかわらず応札しなかった事業者があった場合には、その理由を確認するなどして原因分析を実施し、その結果を調達要求部署と認識共有していることを確認した。

(※) 一般競争入札又は公募を行ったにもかかわらず、入札又は公募に応じた者が一者のみとなり、実質的に競争が行われなかった案件のこと

(ウ) 公告要領の見直し

平成21年度大臣指示に基づき、公告期間等を見直すことにより競争性の拡大を図る必要がある。

監察の結果、予決令で規定された10日よりも長い公告期間等を設定することで、競争性を拡大させるという推奨される取組が見られた。

また、公告等をホームページに掲載又は庁舎内に掲示するだけでなく、近隣の部隊等や商工会議所等にもその掲示を依頼するなど、閲覧機会の増大を図る積極的な取組が見られた。

(エ) 入札情報の充実

調達改善の取組指針では、競争参加者増加のための取組として、発注予定の事前公表、ホームページを活用した調達情報の発信などが例示されている。

また、「航空自衛隊第1補給処におけるオフィス家具等の調達に係る談合事案に関する調査報告書」(平成22年12月14日・防衛省。以下「1補事案報告書」という。)においては、入札情報の充実等による競争性確保のための改善措置として、仕様書情報をホームページに掲載することを例示している。そして、「防衛省仕様書等のホームページ掲載基準について(通知)」(装装制第101号。27.10.1)では、公告等をホームページに掲載する際は、不開示情報を含む場合を除き、併せて仕様書等も掲載するよう努めることとしている。

監察の結果、仕様書等をホームページに掲載するなどして入札参加

希望者が直接入手できる取組を行っていた。

一方、次のような改善すべき事例が見られた。

- ホームページにおける調達情報の整備不十分があった（２機関等）。

機関等においては、ホームページに掲載する入札情報は多数の入札参加希望者が閲覧するものであるため、適切な仕様書等の掲載に努める必要がある。

#### (オ) 新規参入者の拡充に向けたその他の取組

新規参入者を拡充するためのその他の取組としては、競争参加資格の条件を緩和したり、新たに入札等に参入する事業者等を開拓したりすることが考えられる。

監察の結果、次のような推奨される取組が見られた。

- 競争参加資格の条件を緩和していた。
- 入札手続の方法等をまとめた入札参加者募集の案内を作成し、その内容をホームページに掲載していた。
- 政府電子調達システム（G E P S）に調達情報を掲載していた。
- インターネットやデータバンク等を活用し、応札の可能性が見込める企業に対して入札参加に関する声掛けを実施していた。
- 他機関等の入札参加者情報を確認し、新規参入者の拡充を図っていた。

#### イ 不正防止に向けた組織体制

##### (ア) 原価計算部署と契約部署の相互けん制

「調達改革の具体的措置」（平成11年4月2日・防衛庁）において、防衛調達に関わる一連の不祥事の背景の一つとして、原価計算部署及び契約部署の相互けん制が十分に機能しなかったことが指摘されている。

監察の結果、原価計算業務と契約業務とを別の部署で行わせるか、あるいは人的制約がある受察機関等においては、調達案件ごとに担当者を分離して行わせることで相互けん制を働かせていることを確認した。

##### (イ) 指名随契審査会等の活用

「公共調達の適正化を図るための措置について（通知）」（装管調第107号。27.10.1。以下「公共調達適正化通知」という。）では、随意契約を行う場合、契約関係者以外の者を含む複数の者により、随意契約によることとした理由等について審査を行う措置を執ることとしており、また、この措置に当たっては、指名随契審査会等の積極的な活用に留意することとしている。

監察の結果、指名随契審査会等を活用し、指名競争契約、随意契約

の適否等について審査を実施する内部規則等を定めていることを確認した。

(ウ) 公正な仕様書等の作成

1 補事案報告書では、①特定の企業に仕様書作成業務の協力を依頼する、②官側が希望する企業に落札させようと仕様書を作成する上で不適切な行為をする、③銘柄を指定する際にその理由書が添付されていない、という3つの不適切な調達手を指摘し、改善措置の一つとして仕様書の作成要領の見直しを行うとしている。

これを受けて、「機能性能仕様書及びカタログ仕様書の記載要領について（通知）」（装装制第7077号。31.3.29。以下「仕様書記載要領通知」という。）を発出し、記載したカタログ製品名が例示であることを明確にすること、特定の製品を調達する必要がある場合はその理由書を作成すること、などの具体的な要領を定めている。

監察の結果、定められた要領で仕様書の作成等が行われていることを確認した。

(エ) 物品・役務等調達関係チェックシートによる点検

「入札状況に係る報告等に関する措置について（通知）」（装管調第115号。27.10.1。以下「入札状況報告通知」という。）別添「調達業務に当たって取り組むべき実施事項」において、調達要求、予定価格算定及び契約各部署は、案件ごとに業務実施の適切性について自己点検することが定められている。この際、班長級以上の者がチェックシートにチェック等することにより、各部署が取り組むべき実施事項を網羅的に確認できるようになっている。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

○ チェック誤り又はチェック漏れがあった（3機関等）。

機関等においては、チェックシートによる点検を形骸化させることなく、各担当者には調達業務に当たって取り組むべき実施事項の趣旨をよく理解させる必要がある。

(オ) 3年以上補職替え等のない調達等関係職員

平成30年6月に公正取引委員会から公表された「官製談合防止に向けた発注機関の取組に関する実態調査報告書」（以下「実態調査報告書」という。）は、過去の違反事件を見ると、事件に関与した職員が、同一のポストに長く従事したことにより、事業者との必要範囲を超えた密接な関係が構築され、働きかけを受けてこれに応じた事案なども見られると指摘している。

防衛省においては、「調達等関係業務及び補助金等関係業務に従事している職員の補職替え等について（通達）」（防人1第262号。14.1.17）を定め、調達・補助金等関係職員については、その補

職替え等の日から起算して3年を超える日までに同一職務以外の職等へ補職替え等を行うものとしている。また、3年以上同一職務に従事させざるを得ない者については、その事情等について大臣官房長又は人事教育局長に通知するものとしている。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

○ 調達等関係業務に従事しているにもかかわらず調達等関係職員として管理されていない職員が存在した（2機関等）。

○ 大臣官房長等への通知において、報告すべき内容の一部に漏れがあった（1機関等）。

機関等においては、各部署の連携の下、職員個々の業務内容を確認するなどして、調達・補助金等関係職員を適切に管理する必要がある。

#### ウ 業界関係者等との対応要領

実態調査報告書では、発注業務を担当する職員等は事業者と接触する機会が必然的に多くなり、事業者から予定価格、設計価格、入札参加事業者名等を漏らすなどの働きかけを受ける場合もあり得ることから、発注機関は、外部からの働きかけを受けた場合には、上司に報告するなどのルールを定めておく必要があるとしている。

防衛省においては、「調達等関係業務に従事している職員が防衛省の退職者を含む業界関係者等と接触する場合における対応要領について（通達）」（防経装第8303号。19. 8. 30）及び「調達等関係業務に従事している職員が防衛省の退職者を含む業界関係者等と接触する場合における対応要領の細部事項について（通知）」（装管調第89号。27. 10. 1。以下、両者を合わせて「対応要領通達等」と総称する。）を定めて、業界関係者等との対応要領を規定している。

##### (ア) 接触場所の制限

対応要領通達等では、業界関係者等との接触は執務室以外の区画で行うこととし、やむを得ず執務室で接触する必要がある場合には、適切な情報保全措置を施すこととしている。

監察の結果、会議室等の執務室以外の場所又は執務室内をカウンターやパーティションにより区画するなど適切な情報保全措置を施した場所において、業界関係者等と接触していることを確認した。

一方、次のような改善すべき事例が見られた。

○ カウンター越しにパソコンの画面や机上の書類の内容が判読可能な状態となっていた（1機関等）。

機関等においては、業界関係者等との接触場所におけるリスクに応じた情報保全措置について再度確認する必要がある。

##### (イ) 接触の方法等

対応要領通達等では、業界関係者等との接触は職務上必要と認めら

れる範囲でのみ許されている。また、接触に際しては複数の職員による対応を原則とし、単独で対応できる場合の要件として①書類等の受渡しを行う場合等であること、②複数で対応できないやむを得ない事情があること、③職務上の上級者の了解を得ることを掲げている。さらに、働きかけを受けた場合の措置をあらかじめ業界関係者等に対して伝えるとともに、防衛省の退職者であるか否かの確認を行い、防衛省の退職者が含まれる場合は幹部職員又は幹部相当の職員を1名以上含めて対応することとしている。

監察の結果、次のような推奨される取組が見られた。

○ 来訪記録簿等を作成し、接触した業界関係者等の氏名、接触日時、対応者の氏名、退職者確認等を記録し、事後的に接触状況を検証できるようにしていた。

一方、次のような改善すべき事例が見られた。

○ 来訪記録簿等を作成すると定めているにもかかわらず、作成の除外規定に当たると判断し、来訪記録簿が作成されていない状況が生起していた（1機関等）。

○ 来訪記録簿等を作成すると定めているにもかかわらず、接触の内容を上級者が十分に確認していない状況や記載漏れが疑われる状況が見られた（3機関等）。

○ 単独接触できる要件を満たしていないにもかかわらず、単独接触していると強く疑われる状況が見られた（1機関等）。

機関等においては、対応要領通達等の趣旨を再認識し、業界関係者等との接触に際しては国民の疑惑や不信を招くような行為を防止することが求められる。このため適切な連絡手段の確保を含めた方策の検討が必要である。

#### (ウ) 働きかけを受けた場合の措置

対応要領通達等では、業界関係者等から働きかけを受けた職員は、当該働きかけを拒否し、直ちに接触を中止するとともに、速やかに機関等の長及び監査実施部門の長に報告することとしている。

監察の結果、業界関係者等から働きかけを受けた職員の存在は確認されなかった。

#### エ 不正防止に向けた契約事務手続上の取組

実態調査報告書によれば、発注機関の職員が入札談合等に関与した事件が依然として多く見られる状況にある。契約事務手続においては、機関等の特性に応じてルールを定め明文化し、職員が当該ルールを遵守しているかをチェックする体制を整備する必要がある。

#### (ア) 発注に係る秘密情報（※）の管理

発注に係る秘密情報の漏えいは入札談合等関与行為の典型事例の1

つであり、当該情報を取り扱う部署においては適切な情報管理が必要である。

「調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令の解釈及び運用のための細部事項について（通知）」（装管原第83号。27.10.1）では、予定価格算定の基礎とした数値及び数式は、競争参加者による予定価格の推定を容易にするおそれがあることから、職務上知る必要のある国の職員以外の者にこれを開示してはならないとし、さらに、当該数値又は数式が記載された文書等には「部内限り」又は「注意」の表示を行うものとしている。

(※)入札又は契約に関する情報のうち特定の事業者又は事業者団体が知ることによりこれらの者が入札談合等を行うことが容易となる情報であって秘密として管理されているもの監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- 入札前の工事積算資料、調達要求書等がアクセス制限することなく共有サーバ内に格納されており、職務上知る必要のない職員が閲覧できる状態にあった（2機関等）。
- 予定価格算定の基礎とした数値又は数式が記載された文書等に取扱区分の表示がされていなかった（2機関等）。

機関等においては、発注に係る秘密情報の漏えい防止は発注機関の職員が関与する入札談合の防止に必要不可欠な手段であることを再認識するとともに、秘密情報の管理を厳格に実施する必要がある。

#### (イ) 予定価格の類推防止

入札状況報告通知では、予定価格の算定に当たっては安易に企業見積、実績資料、前例価格等によることなく、各種工夫を凝らして予定価格を容易に類推されないよう努めることとしている。

監察の結果、予定価格の類推防止に努めていることを確認した。

一方、次のような改善すべき事例が見られた。

- 見積資料の提出依頼の結果、1者が未提出又は見積資料の提出を辞退した場合、他業者に見積資料の提出依頼をせず、継続して同一の業者に見積資料の提出を依頼していた（1機関等）。
- 取扱品目がなく見積資料の提出ができないとの回答を得た業者に対し継続して見積資料の提出を依頼していた（1機関等）。

#### (ウ) 契約に係る情報の公表

公共調達適正化通知では、国の支出の原因となる契約を締結したときは、その名称、契約の相手方、契約金額等の情報を公表することとしている。また、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び同施行令の取扱いに係る細部事項について（通知）」（防整施第6939号。28.3.31）では、発注機関の長は入札結果等を文書閲覧窓口に備え置いて、希望する部外者の閲覧に供するほか、ホー

ムページに掲載するとしている。契約に関する情報を適切に公表することは、外部の機関等による監視の可能性も期待できることから、公共調達における入札談合防止に向けた有効な施策の一つとされている。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- 公表に係る手続が担当者任せになっているなどチェック体制が不十分であったため、公表内容の一部に誤記や漏れがあった（４機関等）。

機関等においては、情報の公表に係る手続を整備して、公表内容の正確性をより一層向上させる必要がある。

(エ) 郵便入札等における立会い

予決令では、開札に入札者が立ち会わないときは、入札事務に関係ない職員を立ち合わせなければならないとしている。これは、開札に立会しない者の立場を保護するとともに、契約部署による不正を防止することが目的であり、また、立会者の人選に当たっては、入札参加者から疑念を抱かれないように行う必要がある。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- 入札者が立ち会わない開札に、入札事務に係る職員を立ち合わせていた（１機関等）。

(オ) 入札参加者相互の情報交換の防止

入札談合を防止するためには、入札参加者が相互に認知することなく入札を執行するのが望ましく、次のような施策が有効である。

- a 電子入札・開札システムの導入
- b 仕様書等のホームページへの掲載
- c 不必要な入札説明会等の廃止

監察の結果、入札参加者が相互に認知できるような不適切な手続は確認されなかった。

オ 入札過程の監視、入札結果の検証等

平成２１年度大臣指示では、各調達機関自らが入札過程の監視及び入札結果の検証態勢の強化を図ることとされている。

(ア) 入札談合情報の取扱い

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成１２年法律第１２７号）第１０条により、公共工事の入札及び契約に関して入札談合等の行為があったことを疑うに足りる事実があるときは、公正取引委員会に通知しなければならない。また、「工事等に係る談合情報等対応マニュアルについて（通知）」（防整施第１５５７２号。２７．１０．１）及び「物品等の入札又は契約に係る談合情報等対応マニュアルについて（通知）」（装管調第１１６号。２７．１０．１。以下、両者を合わせて「談合情報等対応マニュアル」と総称する。）

では、公正取引委員会との連携を図りつつ入札談合に関する情報に対して的確な対応を行うために必要な事項が定められている。

機関等は、入札及び契約の公正に係る審査を行う機関を設置し、談合情報等への対応要領及び公正取引委員会への通知要領を整備する必要がある。なお、公正取引委員会へ通知すべき談合疑義事案が発生していないことを確認した。

一方、次のような改善すべき事例が見られた。

○ 入札及び契約の公正に係る審査を行う機関が設置されていない（1機関等）。

#### (イ) 入札執行段階の監視

入札開始前に、職員の立会なく入札参加者のみを入札室に在室させると情報交換が行われる可能性がある。

監察の結果、入札室を開場した後は、職員立会の下で入札参加者を待機させていることを確認した。

一方、次のような改善すべき事例が見られた。

○ 規則等において、入札者が入札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせることにしているが、入札事務に関係のある契約係の職員が立ち会っていた（1機関等）。

また、「工事費内訳明細書及び業務費内訳明細書の取扱いについて（通知）」（防整施第6921号。28.3.31）では、原則として全ての工事において内訳明細書の提出を求め、確認するものとされている。その結果、談合が行われたと疑うに足り得る事実等が認められた場合は、談合情報等対応マニュアルに基づく対応が求められている。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

○ 一部の契約において工事費内訳明細書確認報告書の作成漏れがあった（1機関等）。

#### (ウ) 入札結果の事後的検証

実態調査報告書によれば、落札率の高低のみでは入札談合等の有無を判断できないが、入札談合等関与行為が存在している場合には、入札結果に不自然・不合理な点が生じている場合がある。そのため、一者応札、同一事業者による長期継続受注、高落札率などに着目して検証することは、入札談合等の防止、発見だけでなく、職員による入札談合等関与行為を抑止する観点からも有効であるとされている。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

○ 複数年度にわたる分析が行われていない、あるいは検証対象が一部の品目のみに限定されているなど、検証対象の拡大の余地が認められた（2機関等）。

機関等においては、次の(エ)の入札状況の報告を活用するなどして個

別品目ごとの検討と年度横断的な検証を組み合わせるとともに、事業者や地域などに着目した多層的な検証を行うなど、事後的検証を厳正に実施するとともに、その実効性向上に努める必要がある。

(エ) 入札状況の報告

入札状況報告通知では、契約金額が500万円を超える入札契約の報告を行うほか、予定価格と落札価格が同一の入札案件が発生した場合、速やかに事実関係の確認、事業者へのヒアリング、談合情報等の有無等の調査を行い、その結果について通知することとしている。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- 契約金額が500万円を超える入札案件について大臣官房長への通知に漏れがあった（4機関等）。
- 予定価格と落札価格が同一の入札案件について防衛装備庁長官への通知に漏れがあった（3機関等）。

機関等においては、入札状況報告通知の趣旨を十分認識して確実に通知を行う必要がある。

## (2) 教育の実施状況、法令等の理解度等

平成21年度大臣指示は、入札談合防止に対する意識を高めるとともに、入札談合関連法令等を理解させるための研修や教育等の強化を図ることとしている。また、「入札談合防止に関するマニュアルの制定並びに入札談合関連法令等の遵守及びその知識の習得に関する教育の実施について（通達）」（防経装第6186号。23. 5. 17。以下「入札談合防止教育実施通達」という。）では、全ての調達等関係職員を対象に、新着任者教育のほか、定期的な各種の会議等の機会を捉えて、入札談合関連法令等の遵守及びその知識の習得に関する教育を年1回以上実施することとしている。さらに、業界関係者等と接触する場合における対応要領については、対応要領通達等に基づき教育を実施するものとされている。

ア 教育の実施状況等

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- 防衛省における入札談合事案の教訓や防衛省として定めた対応要領など、教育すべき項目が網羅されていなかった（1機関等）。
- 教育は計画的になされていたものの、対応要領通達等で定める教育等の実施状況を期日までに防衛装備庁長官に報告していなかった（2機関等）。

機関等においては、入札談合防止の観点から定めた各種法令等を職員に正しく把握させる機会を設けるとともに、いかなる理由があろうとも職員が入札談合等に関与する行為を認めないという意味を明確に伝える必要がある。

#### イ 法令等の理解度等

入札談合等関与行為に限らず各種の不祥事を防止するためには、職員が遵守すべき法令、規則等の内容を理解していることが前提である。

監察の結果、抽出した職員に対してテスト方式で入札談合防止に関する基本的な事項について理解が不十分な職員が機関等において散見された。また、入札談合防止に関するアンケート調査において約96パーセントの職員が「民間の談合でも官製談合でも、いずれも公正な競争を害する行為で許されない」と回答したものの、「官製談合は決して許されないが、民間の談合は仕方ない」と回答した職員や「一定の品質確保・部隊運用等のためには官製談合もやむを得ない」と回答した職員がごく少数ではあるが存在した。

機関等においては、入札談合防止教育実施通達別冊（時点修正版）を活用する等により、職員の職務内容や理解度に応じた分かりやすい教育資料を作成し、入札談合等関与行為のみならず入札談合の防止に対する職員の意識改革及び各種法令等の理解の向上に努める必要がある。

### (3) 年度末の予算執行

「平成22年度定期防衛監察の結果に基づく改善措置等に関する防衛大臣指示」（防衛大臣指示第6号。23.11.21）では、年度末に残予算の執行を過度に追求しようとするあまり、調達の公正性をゆがめかねないような無理な予算執行を行うことを厳に慎むこととされている。

監察の結果、調達の公正性が疑われる予算執行は見られなかった。

### (4) 情報システムの適切な価格水準での調達

「情報システムについて適切な価格水準で調達を行うための措置について（通達）」（防装庁（事）第167号。令和元年9月30日。以下「情報システム調達通達」という。）では、新規参入の企業と契約実績がある企業との間の情報の格差を解消して価格競争を生じさせるとともに、複数企業から見積資料を取得するなど予定価格を適切に算定する必要があるとしている。

#### ア 一者応札等の改善に向けた取組

情報システム調達通達では、機関等は情報システムの網羅的かつ詳細な仕様を記載することにより適正な仕様書を作成するとともに、情報の格差を是正する観点から、あらかじめ防衛装備庁長官に協議し、防衛装備庁長官が必要と認めるときは、部外の者に対し、当該仕様書の評価を依頼することとしている。

監察の結果、一者応札等の改善に向けた取組が実施され、適正な仕様書が作成されていることを確認した。

一方、次のような改善すべき事例が見られた。

○ 情報システム調達通達の周知徹底が不十分なため、防衛装備庁長官への事前の協議がなされていなかった（1 機関等）。

機関等は、情報システム調達通達の周知徹底に努め、情報システム調達通達に基づいた業務遂行に努める必要がある。

イ 予定価格等の適正性の確保

情報システム調達通達では、情報システムの調達に係る予定価格の算定に当たっては市場価格方式による計算を徹底するとされている。市場価格方式により難しい場合は原価計算方式により計算するが、複数企業に対して見積資料の提出を求め、かつ、防衛装備庁長官が定める方法によらなければならない。

監察の結果、情報システムの調達に係る予定価格の算定に当たっては市場価格方式を原則又は防衛装備庁長官が定める方法で算定されていることを確認した。